

北部地域産業振興機能等調査検討業務 委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「北部地域産業振興機能等調査検討業務」（以下「本業務」という。）に関し、本業務の内容、成果品の仕様及び提出方法について定めるものである。

1 目的

「少子高齢化の進行」、「グローバル化の進展」、「情報通信技術（ICT）の高度化」、「新型コロナウイルスの世界的流行」など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、企業においては、SDGs やカーボンニュートラルへの対応、DXの推進などが求められている。

本県の北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）は、推計人口の減少率が本県全体の2倍以上となっており、特に20代の転出超過数が多くなっている。魅力ある雇用を創出することで、若年世代の転入・定着を促進するとともに、地域を支える産業が活発な活動を持続的に展開できる環境を整備することが重要である。

こうした課題に対応し、北部地域における産業振興等を図るため、産業支援の拠点となる「北部地域振興交流拠点（仮称）」（以下「北部拠点」という。）に導入する産業振興機能を検討する。

本業務は、北部地域の現状や課題、時代の要請等を踏まえ、北部地域に求められる産業振興の機能や役割に関する調査・分析を行い、基本コンセプトや導入すべき機能を含めたモデルプラン等を報告書に取りまとめることで、北部地域に導入する産業振興機能の更なる検討に資するものとする。

2 業務内容

（1）北部地域の現状・課題等の整理

以下のア～オの事項等について調査・分析し、北部地域の現状や課題、強み等を整理する。

- ア 人口動態（将来推計、年代別構成、年代別転入転出（人数・理由）等）
- イ 産業の状況（事業所の状況、産業分類及び特性、新たな産業集積の可能性、課題等）
- ウ 交通網の状況
- エ 産業労働関係の支援機関や大学、研究機関等の立地状況
- オ ホールやインキュベーションルーム、コワーキングスペース等の立地状況（規模、運営機関、開設年等）

- (2) 東部及び西部地域振興ふれあい拠点施設の整備効果の調査・分析
- ア 施設の利用人数・利用率・利用目的、利用者の意見・満足度、催事等の開催状況、インキュベーションルームの利用率・卒業後の状況、商工団体等の意見等の情報を収集し整理すること。
 - イ アの調査結果等を踏まえ、施設整備の経済効果や街のにぎわい創出への波及効果、課題等を多角的に分析すること。
- (3) 先進的な取組事例の調査・分析
- 以下のア～イについて、それぞれ3事例以上調査・分析し整理する。
- ア 先進的な産業支援施設に関する調査・分析
 - 北部地域の産業振興を図る上で参考となる先進的な産業支援施設について、規模、機能、整備費用、運営方法、企業のイノベーションを後押しするサービス、ICTの活用による広域的サービス等の情報を収集し整理すること。
 - また、北部拠点における導入の可能性を検討するに当たって必要な事項（課題、効果等）の分析を併せて行うこと。
 - イ 複合施設（県、市町村、民間など）に関する調査・分析
 - 上記アで整理した産業支援施設とともに複合施設として整備したことにより、更なる産業振興や地域の活性、住民サービスの向上等につながっている施設について、規模、施設構成、整備費用、事業化手法、成功のポイント等の情報を収集し整理すること。
 - また、北部拠点において実施する場合の効果、課題等の分析を併せて行うこと。
- (4) 北部拠点に関するニーズの調査・分析
- 企業や商工団体、金融機関等にアンケートやヒアリング等を行い、北部拠点に求める機能や支援ニーズ等を把握する。
- ニーズ調査の際は単に各主体が支援を求めるものを聴取するのではなく、ニーズはあるがそのニーズに応える環境や場がないなどを把握できるよう、調査手法を工夫すること。
- 北部地域からのニーズにとどまらず、現在県に不足している機能など、全県の視点からのニーズも対象とする。
- なお、調査内容や対象者等、具体的な実施方法については、県と協議の上決定し、令和4年7月、8月を目途に実施するものとする。

(5) 北部拠点における産業振興の基本コンセプト及び導入すべき機能の提案
(1)～(4)で実施した調査・分析等の結果のほか、行政機関や民間事業者等による調査結果や社会経済情勢の変化、農業や環境など幅広い分野と連携した広義の産業振興の在り方等についても多角的に分析を行い、北部拠点における産業振興の基本コンセプト及び導入すべき機能についてのモデルプラン（施設構成）を3案程度提案すること。なお、提案に当たっては以下の点を盛り込むこと。

- ・提案した理由（機能ごとの整備の必要性、需要見込み等も含む）
- ・期待される効果（北部地域ならではの利点があればそれも含む）
- ・機能を導入する上での課題（本県の事業や施設等との役割分担等も含む）
- ・想定される施設規模（機能ごとの面積）

(6) 「北部地域産業振興機能検討委員会」の運営支援

県産業支援課が事務局を務める「北部地域産業振興機能検討委員会」（以下「検討委員会」という。※）において、本業務を基に作成した資料を提供すること。また、県の求めに応じた検討委員会への参加や議事録作成等、随時県の要求に応じて支援を行うこと。

※ 北部地域産業振興機能検討委員会

令和4年7月以降、有識者、経済界、地元自治体、県等を構成メンバーとして年度内に4回程度開催を予定している。

3 履行期間

契約締結日～令和5年3月15日までとする。

4 成果物

(1) 成果物の提出

本業務における調査・分析、在り方の提案等をまとめた報告書及びその電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

ア 提出書類及び部数

報告書 10部

上記報告書、添付書類、データ等を電子的に記録した媒体
（Microsoft Word、Excel）2枚

イ 報告書の仕様

A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

(2) 中間報告（予定）

ア 第1回検討委員会（7月又は8月を予定）までに、2（1）～（3）で実施した調査結果（中間報告①）に係る資料を提出すること。

イ 第2回検討委員会（9月又は10月を予定）までに、2（1）～（3）で実施した調査・分析等（中間報告②）、2（4）で実施した調査結果（中間報告①）に係る資料を提出すること。

ウ 第3回検討委員会（11月又は12月を予定）までに、2（4）で実施した調査・分析等（中間報告②）を含めた、2（1）～（4）で実施した調査・分析結果に係る資料、2（5）で作成した基本コンセプト及びモデルプラン（素案）に係る資料を提出すること。

エ 第4回検討委員会（2月又は3月を予定）までに、2（1）～（5）に係る最終報告書（素案）を提出すること。

※ ア、イ及びウについては、各々検討委員会の資料として活用し、提出時期や提出範囲等は、検討委員会の開催時期に応じて県と協議の上決定する。

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

(1) 受託者は、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

6 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。

- (2) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。